

平成 21 年 3 月 31 日現在

研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2007～2008  
 課題番号：19500777  
 研究課題名（和文） 東アジア地域において環境教育政策が制度化した後の政策効果と影響に関する研究  
 研究課題名（英文） Research on Effects and Impacts of Environmental Education Policy Process and its Institutionalization in the North East Asia  
 研究代表者  
 高橋 正弘（TAKAHASHI MASAHIRO）  
 財団法人地球環境戦略研究機関・研究員  
 研究者番号：10360786

研究成果の概要：本研究は、環境教育の政策が具体的に策定され制度化されるプロセスにおいて何があったのか、また制度が作られた後の政策効果や影響として、どのようなものが観察されたか、等を分析し明らかにしたものである。分析の対象としたデータは、マレーシア国・サバ州政府が策定を進めた「サバ州環境教育政策」の政策プロセスである。収集したデータをいくつかの論点に即して分析した結果、政策が形成される際に採用される手続きをプロセスとして整理し、提示することができた。また政策形成に参加する参加者たちがどのような論点を提示するか、それがどのように政策に包含されていくかを明らかにした。その政策形成のプロセスにおいて、出現し顕在化した障害や葛藤についても類型化し、さらに政策形成後に現れた改定作業への企図から、政策をめぐるさまざまな意欲が存在する、ということを明らかにした。

## 交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成 19 年度	500,000	150,000	650,000
平成 20 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,000,000	300,000	1,300,000

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：科学教育

キーワード：環境教育、環境政策、政策研究、科学教育、国際協力

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者は、これまでの研究で、制度としての環境教育の形成メカニズムに注目し、産業公害などの高まりが国による環境教育政策の策定にどう関与してきたか、環境問題に対応するための環境政策が環境教育政策をどのように包含してきたか、という課題に対して、行政学的アプローチから分析を行ってきた。

(2) 「環境教育政策」とは、環境意識を向上するためのひとつの制度である。そして効果的に環境意識を向上するには、環境政策と関連させて環境教育政策を取り扱うことが必要となる。そのためにも、環境教育を政策決定が行われる対象であると捉え、環境教育が政策として取り上げられて制度化される場面を分析する、という視点で研究を行う必要がある。なぜなら「環境教育政策を策定し、環境教育を制度化する」という作業は、単に恣意的に行われるような性格のものではな

いからである。この仮説にアプローチするために、東アジア諸国および日本をフィールドにして、環境教育政策の制度化に関する一連の研究を行ってきた。

(3)これまでの研究では、基本的な環境法の策定を受けて環境教育の制度化が行われているということ、つまり環境法の策定と環境教育の制度化をセットにこれらの制度が構築されているということ、また環境教育が制度化されるには、何らかの契機、例えば公害被害の拡大といった事象によって環境政策を整備するべきといったニーズが出現し、そのうち一定の環境政策が策定されることによって環境教育の制度化が進展する、という共通のプロセスをこれらの国が同様に経験していることを明らかにした。また環境教育政策の決定要因には、当初の政策決定は要請応答型のみのものであったのが、次第に便益効果を考慮したものが含まれるようになってくる、といったように、時代を経るにしたがって変遷してくる様子が明らかにした。

(4)そしてこの次にクローズアップすべきことは、環境教育政策の運用、つまり策定された環境教育政策がいったいどのように効果をもたらすのか、政策の影響はどのように出現するのか、といった問題についてアプローチすることであり、本研究計画ではこれに学術的に取り組むことを課題とする。

## 2. 研究の目的

(1)本研究は、環境教育政策が運用されようとしている局面、つまり環境教育政策がいったいどのような影響や効果をもたらすのか、という疑問にアプローチするものである。東アジア地域を分析の対象とし、「環境教育」の制度化のプロセスや、現在ユネスコのプロジェクトとして進行している「国連持続可能な開発の10年」と、現行の環境教育との具体的な連携のあり方などについて留意しつつ、環境教育や持続可能な開発のための教育に関する「制度化」理論の構築を目指すものである。

(2)本研究で具体的に検討する対象は、各国の中央政府ではなく、州や県、市というレベルの自治体政府とする。自治体が環境教育や持続可能な開発のための教育に関する政策を制度化する際に、既存の、もしくは新規に策定される環境政策との合致に関する工夫に注目する。自治体行政が環境教育や持続可能な開発のための教育を実際に制度していく事例に着目し、ケース・スタディを実施して、政策形成の過程で環境教育や持続可能な開発のための教育がどのように計画され、も

しくは実施されようとしてきているのかについて、分析を行い、政策過程での問題点や葛藤などを検討する。

## 3. 研究の方法

研究の開始当初は、まず文献調査およびヒヤリングを行う。これは過去に策定されてきた環境教育政策の全体像について、基礎的な情報を理解するための調査である。この時、書誌情報以外の資料も活用し、環境教育政策が策定する際の状況と、策定してからの展開の内容について、その概要を把握する。次に東アジア地域の中から、いくつかの都市や自治体をケース・スタディの対象地として選定する。選定の際には、異なる地理的・社会的な条件を持つ都市もしくは自治体を2つ抽出する。各都市もしくは自治体で、具体的に環境教育のどのような制度化が進み、策定された制度がどういった環境教育の取り組みを推進し、あるいは策定後にどのような困難や失敗が経験されたのか、ということについて、事例を精査し整理する。ケース・スタディを行う予定であるのは、東南アジアに位置する自治体（マレーシア・サバ州）である。自治体レベルで制度化された環境教育政策の策定過程とその特色を分析し、政策の制度化後に、制度がどのように具体的な計画や実施メカニズムへと転換していくかを把握するために行う調査である。

情報収集の際には実際に現地に赴いて、アンケート調査やヒヤリング、ワークショップなどを行い、多面的に調査を行う。政策の策定プロセスと政策策定後の運用に際して現われた問題点や課題について、質的データを収集する。得られたデータは、環境教育政策の効果的な策定方策を具体的に検討するための材料とする。そしてケース・スタディで得られた情報を詳細に検討し、効果的な環境教育活動を推進していくための制度はどのようなものであるべきか、効果的な環境教育を促すための政策はどうあるべきか、という点を中心に分析し、考察する。各種資料を参照して、環境教育政策が策定され、その後の展開について考察を行い、汎用可能な一般化を試みる。

## 4. 研究成果

主として条件分析、プロセス分析、障害・葛藤分析、そして改訂作業分析を行った。その成果は、複数の口頭発表および4編の論文として報告した。そこで、分析を行った4点それぞれについて、その成果の概要は、以下の4点に整理できる。

### (1) 条件分析

「環境教育の政策形成を進展させる条件について」では、さまざまな課題の中から特定の教育課題である「環境教育」の政策が策定されるプロセスと、形成された政策の具体的な内容との関連を分析した。ケース・スタディとして、マレーシア・サバ州における環境教育の政策過程をとり扱い、参与観察によって収集したデータの分析から、新たな環境教育政策の形成を促す動機の説明と、環境教育政策が策定されるプロセス、そして作成された環境教育政策の特徴を明らかにした。動機には、費用低減と国際社会からの要請が認められ、そのため作成される環境教育政策は、便益効果を期待する内発型の動機と、要請に応答する他律型の動機の双方を有する、という特徴をもつという知見がもたらされた。

## (2) プロセス分析

「サバ州における環境教育政策の作成プロセスに関する研究」では、新たに環境教育政策が策定される際の経験を一般化し、他の教育政策の策定の際に援用可能なものとするを目的にした論考で、ケース・スタディとしてサバ州が環境教育政策を起草していたプロセスを分析した。参与観察によって収集したさまざまなデータを分析した結果、特定の教育課題である「環境教育」の政策が制度化される際に、政策決定に参加する関係者間で特に議論のポイントとなる点および特に重視される点が複数存在することを明らかにすることができた。特に性格の異なる動機の混在が、環境教育の制度化プロセスをより強固なものとしたこと、そして政策形成プロセス全般にわたって、議論や検討の結果がその都度反映される、という結果がもたらされた。

## (3) 障害・葛藤分析

「環境教育政策の策定過程で顕在化した障害の分析：マレーシア・サバ州の事例から」では、環境教育の制度化が国際的に依然として進んでいないことの理由を明らかにするため、環境教育政策が策定されるプロセスを参与観察し、政策形成の途上で出現した障害を詳述し、分析を行った。マレーシア国サバ州で環境教育政策が形成されるプロセスを取り上げて分析した結果、行政官による部局の権限を把持しようとする意識、行政権限が国と州政府とで複雑に分散している状況、政策の内容について合意の形成を達成することの困難さ、そして一般の人々の関心の低さが、障害もしくは葛藤として出現したことが明らかになった。

## (4) 改訂作業分析

「環境教育政策案の修正作業をめぐる一考察：マレーシア・サバ州の事例から」では、

一旦作成された環境教育政策の案が、最終的な承認を受ける前に、修正作業が行われた現場を参与観察したものである。政策案の構成の変化や、ポリシーストラテジーの異同を分析し、さらに政策策定に関与する関係者からの発言を分析した結果、当該修正作業が現実的に必要なものではなかったことと、そのような修正は、政策から派生する何らかの利益を得たいという意欲が存在することを明らかにすることができた。事実、それまで政策策定を主導してきた科学技術室から、州環境保護局に政策策定の主体が移動する場面に遭遇したことが、このことを裏付ける。したがって、環境教育政策の文面を修正しようとする企図の背後には、政策をめぐる何らかの意欲が存在する、ということを明らかにした。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ① 高橋正弘、環境教育の政策形成を進展させる条件について：マレーシア・サバ州における環境教育の政策過程のケーススタディ、環境教育、17-2、3-12、2007、査読有
- ② 高橋正弘、サバ州における環境教育政策の作成プロセスに関する研究、日本環境教育学会関東支部年報、2、1-6、2008、査読無
- ③ 高橋正弘、環境教育政策の策定過程で顕在化した障害の分析：マレーシア・サバ州の事例から、環境情報科学論文集、22、2008、475-480頁、査読有
- ④ 高橋正弘、環境教育政策案の修正作業をめぐる一考察：マレーシア・サバ州の事例から、日本環境教育学会関東支部年報、3、2009、17-20、査読無

[学会発表] (計5件)

- ① 高橋正弘、環境教育政策の策定プロセスの参与観察、日本環境教育学会第18回大会(鳥取)、2007
- ② 高橋正弘、サバ州における環境教育政策の作成プロセスに関する研究、日本環境教育学会関東支部第2回支部大会、2008
- ③ 高橋正弘、マレーシア・サバ州環境教育政策案の修正作業をめぐる一考察、日本環境教育学会第19回大会(東京)、2008
- ④ 高橋正弘、環境教育政策の策定過程で顕在化した障害の分析：マレーシア・サバ州の事例から、第22回環境研究発表会、2008
- ⑤ 高橋正弘、環境教育政策案の修正作業をめぐる一考察：マレーシア・サバ州の事

例から、日本環境教育学会関東支部第3  
回支部大会、2009

〔図書〕（計0件）

なし

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

なし

○取得状況（計0件）

なし

〔その他〕

特になし

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

高橋正弘 (TAKAHASHI MASAHIRO)

財団法人地球環境戦略研究機関・研究員

10360786

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし